

生徒への学習支援を行ってまいりました。平成28年度は小学校への加配をさらに1名増員し、支援が必要とされる全ての児童生徒に対応できるよう配置し、学習環境の一層の充実を図ってまいります。

生涯学習につきましましては、自己の向上や充実を目指すため、学校教育だけでなく公民館教室・スポーツ・文化・自然体験等あらゆる分野で生涯にわたって行われる学習活動を推進してまいります。

また、平成25年度に内原小学校に設置した通級指導教室の充実を図るため、教室の増築を

## 安定的かつ安全・安心な水の供給

### 送水管の布設替えや管路の耐震化

### 農業集落排水施設の適正な維持管理

水道事業につきましましては、大規模地震が発生した場合、安定的に安全・安心な水の供給ができるよう、平成28年度も継続事業として、引き続き老朽化が進んでいる送水管の布設替えを実施し、管路の耐震化を進め、非常時の水の確保に努めてまいります。

また、平成28年度は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中・長期的な基本計画である経営戦略を策定し、今後も水道事業の健全な経営に取り組んでまいります。

一方、下水道事業につきましましては、現在、町内全域における生活排水処理率は81パーセントでございます。平成28年度においても、公共用水域の水質保全と、衛生的な生活環境を維持するため、個人設置型である浄化槽設置整備事業を継続し、推進して



まいります。

農業集落排水処理施設においては、農村漁村地域整備交付金の活用により、性能低下の度合いを把握するとともに、その性能低下が起こっている要因を特定するための機能診断を行い、適正な維持管理に努めてまいります。

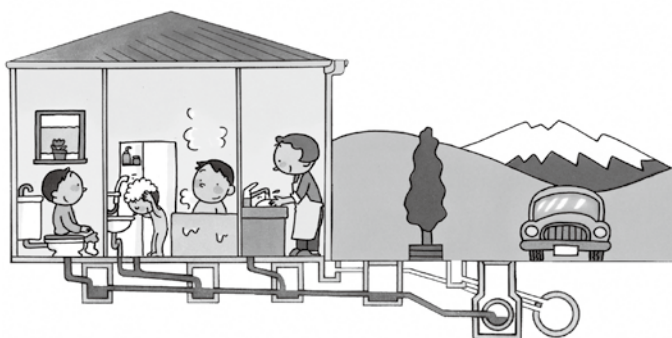
また、水道事業と同様に経営戦略を策定し、経営の健全化に努めてまいります。

## 空き家対策事業

### 「わかやま空き家バンク」への登録を推進 空き家解体撤去に伴う

### 廃棄物処理費用の一部を助成

近年、全国的に適切な管理が行われていない空き家等が増え、防災をはじめ衛生、景観等において地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼしており、少子高齢化の進展とともに大きな社会問題となっております。こうした現状を捉え、国においても「空家等対策の推進に関する特別措置法」が昨年5月から施行されました。これにより、市町村では空き家の所在や所有者に関する調査が可能となり、調査にあたっては固定資産税情報、内部利用等が可能となりました。また、市町村は空き家等に関して、データベースの整備や適切な管理の促進と有効活用





空き家(ぼかし有)

めるよう求められております。また、国・県のまち・ひと・しごと創生総合戦略においても、空き家対策の推進が取り入れられており、本町の総合戦略においても、この空き家対策を施策の一つに掲げ、町内における空き家の所在や所有者等の情報を関係各區と連携しながら、把握に努めているところです。こうして集めた情報を整理し、所有者等の協力も得ながら、和歌山県の実施する「わかやま空き家バンク」への登録を推進するなど、関係各方面との協力・連携を図りながら、空き家情報の収集と発信に努め、ひいては

移住希望者への一助となり、人口の維持・増加にもつながっていくことを期待しております。一方、空き家となった建物を解体・撤去するにも、所有者等にとってはその処理費用が大きな負担となっているのも実情です。こうしたことから、町内に所在する個人所有の空き家解体や撤去に伴い、必要となる廃棄物処理費用の一部について、補助することを計画いたしました。これにより、住環境の向上をはじめ、町民の安全安心の確保と災害の未然防止、美しい景観の形成等を図ってまいります。

(平成28年3月議会における  
施政方針演説抜粋)

## 歌会始のお題と詠進要領 平成29年は「野」

平成29年の歌会始のお題が「野」と定められました。

(注)お題は「野」ですが、歌に詠む場合は「野」の文字が詠み込まれていればよく、「野火」「視野」のような熟語にしても差し支えありません。

### ■詠進要領

(1) 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

(2) 書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日、性別および職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください(書式図参照)。

無職の場合は、「無職」と書いてください(以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください)。

なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。

(3) 用紙は、半紙とし、記載事項は全て毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意(但し、半紙サイズ24cm×33cmの横長)とし、毛筆でなくても差し支えありません。

(4) 病気または身体障がいのため毛筆にて自書することができない場合は、下記によることができます。  
ア 代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所および氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。  
イ 本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。  
ウ 視覚障がいの方は、点字で詠進しても差し支えありません。

### ■詠進の期間

平成28年9月30日まで(当日消印有効)

### ■あて先

〒100-8111 宮内庁  
とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。

(詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません)

書式図(横長)

職業	住所	〒	お題「野」
氏名	電話番号	(山折り)	、
性別	ふりがな	、	、
生年月日		、	、
		、	、
		、	、
		、	、
		、	、
		、	、
		、	、

### 【お問い合わせ先】

疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月20日までにお問い合わせください。

詠進の注意事項・その他詳しくは、宮内庁ホームページ(<http://www.kunaicho.go.jp/>)をご参照ください。